

評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」
平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

評価対象施設名称	和光市みなみ保育園					運営主体	和光市								
定員	180	人	年齢別 定員	0歳 21	1歳 24	2歳 25	3歳 30	4歳 40	5歳 40						
代表者氏名/役職	園長	熊給 理美子					職員数	77	人	うち常勤 保育士	23	人	その他	54	人
施設所在地	埼玉県和光市南2-3-3						TEL/FAX	048-450-4641 / 048-463-1200							
							e-mail	d0200@city.wako.lg.jp							

評価機関名称	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構												
評価担当者氏名	大江 恵子			小出 正治			渡部 史朗						
利用者調査実施期間	20	年	12	月	15	日	～	20	年	12	月	26	日
施設自己評価 実施期間	20	年	12	月	15	日	～	21	年	1	月	16	日
訪問調査実施日	21	年	2	月	2	日							
評価結果合議実施日	21	年	3	月	17	日	評価結果提出日	21	年	3	月	31	日

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。

貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受理し、内容に同意いたしました。

21 年 3 月 31 日

年 月 日

和光市

御中

施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

印

代表者氏名

印

- 異年齢保育の日を設け、一年間同じグループでリズム運動や散歩等を楽しみ交流を図るとともに、4・5歳児の当番活動では年齢に応じたお手伝いの機会を提供し、責任感や思いやりの心を育てています。また2歳以上児の部屋の廊下スペースではコーナーを設置、着替えを行ったり、絵本コーナーとして活用する等、子どもの一日の活動に配慮した保育環境を提供し、自然物を利用した装飾による季節感への配慮や子どもの作品も掲示など、保育環境の充実に努めています。
- 地域との交流の機会として、年長児は児童館来園の子ども達や学童保育の子ども達との交流の機会を設けるとともに、「クリーン・デー」として、月2回近隣のごみ拾いを行ったり、地域の防犯パトロールや挨拶運動に参加する等、積極的に地域活動へ参加し、社会性を身につける機会を設けています。
- 0歳児は担当制となっており、「個人別月間指導計画」の策定から、継続的に特定の保育士が中心となって保育を提供しています。1歳児は月齢や成長、発達の状況に応じて、低・中・高月齢の3グループに分かれた生活を基本としており、グループごとに担当保育士を固定して保育を行うことを原則として、子どもたちの情緒の安定や安心、発達状況の把握などに努める工夫を行うなど、細やかな配慮に努めています。
- 看護師が中心となり、熱や気になる症状は経過についても記録し、健康記録表の既往歴などに子どもが繰り返し罹患した病名や症状を記載して、一人ひとりの子どもの体調に関する傾向を把握するなど、細やかな健康管理に努めています。また必要に応じ、保護者に体調変化等に関する情報提供を行い、ケガや病気・感染症の発生状況や個々の経過、ケガや体調不良時についての対応や保護者への連絡についても記録し、健康管理に役立てています。
- 「食べることの楽しさや食べ物の大切さを知り、豊かな心を育てる」ことを目標に、多彩な食育の取り組みを行っています。野菜栽培やクッキング、年長児による毎日の献立メニューの展示や苗植えから稲刈り・脱穀、飯盒炊飯まで体験する米作りなど、年齢に応じた活動により、子ども達に人や自然、料理との関わりを通じて、食に関するさまざまな事柄への興味や関心を持たせています。またこれらの活動は「食育だより」を通じて保護者にも伝えられています。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- 0歳児の個人別月間指導計画については個別の反省が行われているものの、保育士の観察や特徴的姿に関する記録にとどまっており、計画を実践した効果や、引き出された成長発達という観点での記録がなされるよう改善が期待されます。また1歳以上児の個別配慮は、クラス会議の中で話し合われてはいるものの、その記載は月次の指導計画において簡易な記載にとどまっています。0歳児同様、3歳未満児については個別の指導計画を明確に策定することが課題といえます。
- プライバシーや個人情報の取り扱いに関しては、手引きの運用や研修参加など一定の取り組みを行い、保護者にも入園時において口頭説明や書面配付によって運用ルールについて理解を得よう努めています。ただし、日常的に各クラスで管理・活用する情報の取り扱いに関しては、個人情報やプライバシーの保護の観点から、さらなるルールの精査や徹底が望まれるとともに、保護者との意思確認に関しても、必要に応じ、口頭のみによらない仕組みの確立も、あわせて検討を期待します。
- 基本的に地域への子育て支援は併設の支援センターが担っており、地域のニーズの収集と事業への反映については、園としては積極的には行っていない状況です。支援センターが外部委託による運営という事情もあり、園としての主体的な取り組みが困難な中ではありますが、保育園に期待される地域への専門性還元の役割をふまえ、「あそぼう会」での利用者の声の活用など、可能な範囲でのニーズの収集とその事業への反映について、さらなる検討を期待します。

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本			
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価			
<p>I-1-1(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。</p> <p>b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。</p> <p>c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。</p> <p>d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-1-1(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。(1)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。</p> <p>b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。</p> <p>c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。</p> <p>d) 保育計画が作成されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
<p>I-1-6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。</p> <p>b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。</p> <p>c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者には行っていない。</p> <p>d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>市内公立園共通の保育理念・基本方針があり、別に「園目標」が掲げられ、それらは市作成の保育園案内と園パンフレット・「入園のしおり」にも記載されている。左記3点は入口ホールをはじめ、各保育室や廊下など園内各所に掲示されている。保護者には入園時の説明会でも伝えておるとのことであるが、利用者調査の結果では「知っている」と答えた回答者が有効回答の半数を下回っており、さらなる理解に向けた取り組みも検討の余地はあろうかと思われる。職員には採用が決まった段階でのオリエンテーションで、理念・方針を記載した書面によって説明している。和光市HP内の本園のページに理念・方針・保育目標を掲載している他、市こども福祉課と市内の各子育て支援センター・公民館・保健センター・小児科などにパンフレットを置いてもらい、市民・地域の園に対する認知につなげている。</p>
<p>保育計画は園の基本理念・基本方針に基づき、各年齢の発達段階は保育所保育指針に示される指標をふまえ、職員が参画して見直しを図り、作成している。今後はさらに園の独自の取り組みや保護者の意向、地域の実態なども必要に応じてふまえた、園の保育計画としての位置づけをさらに高めていくことも期待したい。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p>保育所保育指針の改定にともない、平成21年度保育課程を作成しました。その中に保護者、地域等への支援、地域の行事への参加を位置づけ、今後保育の中で強調していくとともに、地域の実態把握に努めていきたいと思っております。</p>

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本			
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価			
<p>I-1-1(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。</p> <p>b) -</p> <p>c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。</p> <p>d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 395 1090 547">評価</td> <td data-bbox="1090 395 1182 547">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
<p>I-1-1(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。</p> <p>d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 691 1090 842">評価</td> <td data-bbox="1090 691 1182 842">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-1-1(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って、結果が次回の計画に反映されている。</p> <p>b) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。</p> <p>c) 定例会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。</p> <p>d) 定例会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1026 1090 1177">評価</td> <td data-bbox="1090 1026 1182 1177">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>年間指導計画には、期ごとに変更が生じた場合には赤ペンで修正をかけており、月案の評価反省は月末のクラス会議にて行い、記録する仕組みとしている。1歳以上児は月末に次月の日案を立案、週の終わりに次の週の「今週のポイント」と週の活動(変更部分)を立てている。各計画類に関しては、保育計画に基づき年間指導計画を作成、月案及び週案を作成し保育を実践しているが、各計画類には整合性が図られていない点が散見された。今後は発達の見直しをもった保育の実践を行うためにも、計画→実践→評価反省→見直しを図るPDCAサイクルの精度をさらに高めていくことが期待される。また毎日の記録に関しても、実践の評価反省に活かし、次の計画に反映するという観点から、さらに精度や視点の持ち方を検討されたい。</p>
<p>「リボンの日」として行っている月1~2回程度、異年齢保育の取り組みを行っており、実施した行事や活動について、終了後に担当グループごとに反省を行っている。反省記録の記載については、事実の記録や感想にとどまっている場合も多いため、次回に向けた検証・評価という視点から、反省の仕方や記録の仕方にさらなる工夫を期待したい。運動会など主要な行事の実施後には各職員から反省を書面で提出され、取りまとめられた上で職員会議で検討する仕組みとしている他、「年間反省」として、年度末に各クラスで担任間の話し合いを行い、クラスごとに年間計画、クラス運営などについて反省を書面にまとめた上で職員会議を行い、次年度につなげる(用紙には「次年度への申し送り」の欄もあり)取り組みを行っている。</p>
<p>組織内に設置している各委員会(食育・環境・安全対策・育成)についても別に年度末の職員会議で反省を行い、次年度につなげる取り組み(食育委員会における年間計画の作成・改善)も確認された。園保護者会役員、民生・児童委員、市担当課と本園からなる運営委員会が設置されており、年2回の会議の中で保護者の意見や要望を把握し、保育参加の際の試食会実施など、改善に活かしている。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p>クラス会議、職員会議などで保育の反省評価を行っていますが、さらに保育に反映できるように、保育計画の進め方、記載の仕方など工夫して確立していきたいと思えます。</p>

I 発達援助の基本		
I-2 保育のための環境		
<p>I-2-1(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)</p> <p>【判断基準】 ア 採光に配慮している。 イ 換気に配慮している。 ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。 エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なおいがないようにしている。 オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。 カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。</p>	評価	a
<p>【総合判断基準】 a.よく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。</p>		
I-2-3 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)		
<p>【判断基準】 ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。【0～2歳児】 イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。 ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【0～1歳児】 エ 食事のための空間が確保されている。 オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。 カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。 キ 屋外での活動の場が確保されている。</p>	評価	a
<p>【総合判断基準】 a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。</p>		
I-2-4 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)		
<p>【判断基準】 ア 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。 イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。 ウ 一人一人の子どもが要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。 エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。 オ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。</p>	評価	a
<p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>温度・湿度計を各クラスに設置するとともに、全クラスに加湿器を、3歳以上児を対象に空気清浄機を設置する他、湿らせたタオルを各クラスにかけたり、空気の入れ替えやエアコンでの調整を適時行う等、環境への配慮を行っている。また年2回砂場の砂の入れ替えを実施するとともに、夕方の遊びの終了後にはビニールシートをかけ、動物の侵入を防いでいる。寝具の乾燥に関しては業者に委託し、月1回実施している。また毎日の委託業者の清掃及び年2回の床・窓ガラス・ブラインド・カーテンの清掃を行い、環境整備に努めている。</p> <p>0・1歳児の部屋は、午睡・食事・活動のスペースを別にしており、眠たくなった子は午睡スペースにて横にすることができる。4・5歳児はホールにて食事を行い、午睡を部屋で行う。2・3歳児は、部屋で食事後、廊下スペースのコーナーにて着替えを行い、その間を利用して部屋の掃除を行って午睡のスペースを確保する工夫をしている。また着替えは各クラスとも衝立があるコーナー部分にて行う等の配慮を行っている。各クラスでは自然物を利用した装飾を飾ったり、季節の飾りを壁に飾る等、子ども達が季節を感じる工夫が随所に見受けられる。また音楽を流す場合には他のクラスへの音の干渉に配慮し、同じ内容を実施するようにしている。屋外での活動は、好天の日の朝の自由活動及び夕方の時間帯に行い、さまざまな遊具で好きな遊びを展開している他、各クラスのカリキュラムに則り、散歩へ出かけたり園庭遊びを行ったりしている。</p> <p>延長保育は18時から行っており、各クラスの在籍人数が多い時間帯は各クラスにて過ごし、18時半を目安に間食と夕食の子どもに分かれて異年齢の集合保育を行っている。この時間、0歳児と1歳児の一部は、安全や環境に配慮してそのままクラスにて過ごすよう配慮している。また1歳児の保育室が延長時の部屋になるので、担当保育士の判断で他クラスから玩具や遊び道具を持ち寄って過ごす配慮を行っている。長時間保育のために毎朝の朝礼で情報の共有を図り、「職員連絡帳」に記録されて職員に周知されるとともに、ケガ等の保護者報告には「ケガ等連絡カード」、保護者への伝達事項についてはクラス別の連絡ノートを利用して、保護者へ提供すべき情報の伝達に漏れがないよう工夫している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本	
I-2 保育のための環境	
I-2-2 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52)	
【判断基準】	
a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。	
b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。	
c) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。	
d) 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。	
評価	b

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>市立保育園の「保健衛生マニュアル」「感染症対応マニュアル」が整備され、「感染症対応マニュアル」に保育園内の衛生管理について定めている。職員が感染源とならないための対策(健診や健康管理)や、保育者の日常的な配慮、実践事項(手洗い、消毒、清潔など)が定められ、園児についても日常生活習慣等(つめ、手洗い、タオル)を表記、環境衛生として使用する消毒剤の特定や、各所の消毒方法や頻度を設定し、プールの管理についても別途定めて、薬剤等の使用方法なども具体的に定めている。清掃や衛生管理、調理については業務委託しているが、その委託業者の実施状況を園として管理できる仕組みの整備などに取り組むことを期待する。</p>
<p>衛生管理について、各種マニュアルをもとに、特に0歳児クラスでは「沐浴・清拭について」や「めだか組消毒について」「哺乳瓶殺菌マニュアル」といったクラスの特性に合わせた手順書等が作成され、クラス会議等で共通理解を図る取り組みが行われている。マニュアルの改訂については、年度ごとまたは必要に応じて見直しを行っているが、見直す目的や改訂した内容等について記録を残し、共通理解や改定後の手法確認などが行われることを期待する。その他、調理保育を行う際は別途「調理保育安全衛生マニュアル」を定めて計画や身支度、衛生、器具等の準備などについて具体的に管理方法等を定めている。なお、訪問調査時にはおむつ交換の際の職員の手洗いの徹底に課題が見られ、また子どもがおむつ入れに触って遊ぶ場面も観察されており、日常の保育現場における衛生管理については、さらなる配慮を期待したい。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>調理業務は「衛生点検結果報告書」が年4回、給食日誌の提出が月末とあり、園長が確認しています。清掃業務につきましては、定期清掃(床清掃、ガラス清掃)は、作業終了後に写真添付の報告書の提出があり園長が確認しています。今後、委託業者と話し合い毎日清掃の日誌の提出を実施するとともに管理運営していきます。</p>
<p>0歳児の衛生面の重要性を再認識し、今後、保育環境も含め徹底をはかるように進めていきます。</p>

I 発達援助の基本			
I-2 保育のための環境			
<p>I-2-5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。 イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。 エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>【総合判断基準】 a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 395 1090 547">評価</td> <td data-bbox="1090 395 1182 547">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-2-6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。 イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。 ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。 エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。 オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。 カ 絵本の読みかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 730 1090 882">評価</td> <td data-bbox="1090 730 1182 882">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>朝と夕方の時間帯は、クラスにてコーナーごとにブロック・かるた・お絵描き・ままごと遊びなど好きな遊びを選び、活動している。片付けも子ども達が自らできるように、片付ける場所に写真入りで掲示する工夫を行っている。廊下もコーナーを設置して、ままごとや絵本を読む場所にする等、部屋だけではなく、廊下部分も有効に活用している。また階段下を活用したままごとコーナーを、各クラス交替で使用している。4・5歳児は個人のお道具箱を個別に準備し、クレヨン・粘土・ハサミは個々に使用する仕組みになっている。お道具箱は設定保育の際に使用しているとのことである。</p>
<p>1歳児よりリズム遊びを取り入れ、さまざまな音を楽しんだり、歌や手遊びを楽しむ機会を設けている。また各クラスとも子ども達の作品を壁に飾るとともに、木の枝を活用して作品を飾る等、飾り方にも工夫を施している。絵本は午睡前には必ず紹介するとともに、子ども達も自由に絵本を選んで見ることができるよう、クラス内に常時絵本を設置している。園の行事である「虹フェスティバル」では2歳児まではコーナーを設け、親子でふれあい遊びを楽しみ、3歳以上児はクラスごとに劇遊びや楽器遊びを保護者に披露する機会としている。その他にも手作りコーナー等を設置して親子で製作を楽しんだり、豚汁を食べる等の行事を保護者会と協力して行っている。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
<p>I-3-(1) 身近な自然や社会と関わるような取り組みがされている。(17)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。 イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の实など、季節感のある素材を活用している。 ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。 エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。 (ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされていれば可とする)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 245 1090 584">評価</td> <td data-bbox="1090 245 1182 584">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-3-(2) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)</p> <p>【判断基準】 ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。 イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。 ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。 オ 異年齢の子どもの交流が行われている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 584 1090 880">評価</td> <td data-bbox="1090 584 1182 880">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>5歳児はカメやザリガニ・カブトムシを飼育し、ザリガニやメダカは1歳児クラスでも飼育されている。年長児は散歩にて小学校や学童保育・児童館に出向き、遊ぶ機会を設けている。児童館には地域の子ども達も来館しているため、地域の子ども達と一緒に活動する機会となっており、学童保育の児童とも学校休校日には交流を深める等、在園児以外の子ども達との交流の機会を設けている。また年長児は「クリーン・デー」と題し、月に2回程度園近辺のゴミ拾いを行い、きれいにすることの大切さを学ぶとともに、防犯パトロールイベントとして、地域のパトロールに参加したり、年2回朝の時間帯に玄関先に立ち、「和光市の心の推進委員会」の「挨拶推進」の一環として、職員と一緒に道行く人に挨拶をする等、園以外の活動にも積極的に参加している。</p>
<p>年長児は苗から育て、稲刈りを経験し、育てたお米は飯盒炊飯にて食べる機会があり、2歳以上児は園庭の一角にてトマト・ピーマン・ナスを栽培、収穫した野菜は給食の食材として味わっている。クリスマスの時期には4・5歳児は散歩時にドングリなどを収集してクリスマスリースを作っており、また全園児とも落ち葉を散歩時に拾ってきて、園庭で行う焼き芋大会で利用するなど、自然に親しみながら製作活動や行事の中で素材としても活用する機会を設けている。</p>
<p>異年齢保育は3歳以上児を対象に月1回実施、一年間同じグループ内にて担当職員と一緒に、おもちゃ作りやリズム遊び・散歩等を計画に基づいて実践、実施した内容に関してはグループごとに日誌に記録している。当番活動は4・5歳児にて実施、年長児の当番活動では各クラスで使用したタオルを集め、洗濯ごごに入れたり、テーブル拭きや朝夕の集いや給食時の挨拶を行う等、年齢に応じた活動を行っている。また親元を離れて仲間と一緒に過ごすことを目的にしたお泊り保育を年長児を対象に実施、生活体験をする機会としている。また年長児は、乳児室へ月2~4回程度出向き、着替えの手伝いを行う等、さまざまな年齢の子と関わる機会を通し、優しさや思いやりの心や責任感を養っている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
I-3-3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。(20)			
<p>【判断基準】</p> <p>ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。</p> <p>イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。</p> <p>ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。</p> <p>エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。</p> <p>オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 319 1090 582">評価</td> <td data-bbox="1090 319 1182 582">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
I-3-4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)			
<p>【判断基準】</p> <p>ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。</p> <p>イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。</p> <p>ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。</p> <p>エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 638 1090 917">評価</td> <td data-bbox="1090 638 1182 917">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>年長児はさまざまな国の存在を知る機会として、運動会の万国旗を作成したり、「虹フェスティバル」(発表会)の中で手話や世界の挨拶を取り入れた歌を披露する等の取り組みを行っている。また卒園式で年長児は手話を取り入れた歌を覚え、披露する計画となっているとのことである。日々の着替えでは、コーナーを設置して行うように配慮している他、プール時の配慮として4・5歳児はシャワー室を利用する他、各部屋にて着替えをする等、外部からの視線にも配慮しているとのことである。ただ、3歳以下の園児に関しては周囲の環境もあり、特段の配慮をしていないとのことであるため、今後はさまざまな状況に鑑みて、さらに外部からの視線にも配慮されることを期待したい。</p>
<p>職員研修として「虐待を受けた子どもとのかかわり」「児童虐待防止対策について」「子どもの健全な発達・健康で安全な環境づくり」あるいは「男女共同参画意識の醸成」等に参加し、研修報告をクラスごとに回覧し、目を通す仕組みになっている。また月1回の職員会議にて研修参加者は報告を行い、職員間の共通理解を図っている。</p>
<p>性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないようにする取り組みとして、名簿は生年月日にて記載し、帽子の色分けにも固定的な対応をしていない。一方、組織内においては男性保育士と女性保育士の業務分担に性差による差別等がないよう配慮しているとのことである。また職員間で「平成19年度和光市男女共同参画年次報告書」を回覧しているとの説明であったが、組織として認識を共有するための機会は特に設けていないため、今後は性差に関する園としての考え方をより深め、具体的な保育実践に活かしていくための積極的な取り組みを期待したい。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p>職員の再確認のため「性差について」の資料を作成しクラスに配布しました。また、新人職員や実習生等、オリエンテーションの時に資料として添付します。今後、職員が「男女共同参画」や「ジェンダーフリー」研修に参加した際は、会議や研修報告書で周知し、男の子だから、女の子だから、という先入観を植え付けたくない職員ひとり一人が意識できるように心がけたいと思います。</p>

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
I-3-3(5) 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)			
<p>【判断基準】</p> <p>ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。</p> <p>イ 食器の材質や形などに配慮している。</p> <p>ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</p> <p>エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。</p> <p>オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p> <p>カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。</p> <p>キ おやつは、手作りを心がけている。ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。</p> <p>コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。</p> <p>サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。</p> <p>シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。</p> <p>【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c.工夫はしているが、不十分である。 d.工夫をしていない。 (コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 279 1090 730">評価</td> <td data-bbox="1090 279 1182 730">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>4・5歳児はホールにて給食をとり、テーブルクロスを敷き雰囲気を作る工夫をしている。年長児に関しては自分で食事をよそう経験をし、3・4歳児に関してもお代わりは自由にできるようになっている。お代わりは全クラス準備している。喫食状況は定期的に栄養士が各クラスにて食事を子どもと一緒に把握したり、毎日の状況はクラスごとに「献立評価表」にて評価を行い、月末に栄養士に提出し、次月の献立に反映させている。食事に関しては無理に食べさせないようにしている。給食会議は乳児クラス、幼児クラスに分かれて年1回実施し、担当職員と栄養士と厨房との意見交換の場としている。離乳食会議に関しては毎月実施、担当職員と栄養士と厨房職員が離乳の進捗状況を確認し、進めている。献立に関しては、お誕生会メニューとして行事食を提供、季節の行事にちなんだ内容を献立に反映させている。おやつは手作りを基本として提供している。</p>
<p>「平成20年度食育の計画」を作成、2歳以上児はその計画に則って栽培や収穫及びクッキング等を行っている。クッキング活動は、年齢と季節に応じて白玉団子やポテト餅、うどん作りを行っている他、年長児はお泊り保育にて野菜切りから経験してカレーを作っている。また3歳以上児を対象に実施した異年齢でのお楽しみ会(12月実施)では、クリスマスメニューをバイキング形式にて行い、自分たちで注ぎわけ、会食する機会を設けている。3歳以上児は弁当を持参してジャガイモ掘り・サツマイモ掘りを経験している他、4・5歳児はお別れ遠足として弁当を持参して近隣の公園に行き、交流する機会を設ける等、さまざまな取り組みを行っている。</p>
<p>献立を作成するにあたっては、市内で採れた国産の旬のものを中心に採り入れるとともに、色合いにも配慮して提供しているとのことである。アレルギー児に関しては除去食を提供している。また外国籍の園児に関しても宗教上の食習慣に配慮している。今後は食育の一環で実施している「食育のつどい」において、3歳以上児を対象にして、厨房で食事を作っている様子をビデオにて撮影し、子ども達に紹介する機会を設ける予定としているとのことである。また4歳以上児に関しては、字に興味を持っている子どももいることから、献立表をひらがなで作成し、クラスに掲示する工夫を行っている。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p> </p>

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本

I-4 保育サービス(オプション)

I-4-1(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)

<p>【判断基準】</p> <p>ア 授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。</p> <p>イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。</p> <p>ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。</p> <p>エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるよう、静かな空間が確保されている。</p> <p>オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。</p> <p>カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。</p> <p>キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。</p> <p>ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。</p> <p>ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。</p> <p>コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	評価	a
---	----	---

I-4-1(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)

<p>【判断基準】</p> <p>ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。</p> <p>イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。</p> <p>ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。</p> <p>エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。</p> <p>キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p> <p>(評価実施時点において当該施設に障害児がいない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わず、その旨付記する)</p>	評価	a
---	----	---

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

0歳児は担当制となっており、「個人別月間指導計画」の策定から、継続的に特定の保育士が中心となって保育を提供する。1歳児は月齢や成長、発達状況に応じ、低・中・高月齢の3グループに分かれた生活を基本としており、グループごとに担当保育士を固定して保育を行うことを原則として、子どもたちの情緒の安定や安心、発達状況の把握などに努める工夫を行っている。各グループ間の子どもの移行については、子どもの成長発達に合わせて臨機応変に配慮することとし、発達状況に応じてグループや担当の移行が行われる場合には、保護者へ伝達し、共通理解を図っている。またクラスの月間指導計画において当月の歌や手遊びを設定し、季節によって流行する病気などに対する具体的な配慮などを策定。さらに「散歩指導計画」を策定して、散歩や戸外遊びの計画を立案し、体調や気候に合わせて適宜調節しながら実施している。

環境への配慮として、0歳児クラスでは寝る・遊ぶ・食べるの場所を使い分ける工夫が行われ、家具やパーティションなどで室内をいくつかに分けて使用している。床暖房や空気清浄機、加湿器を活用して子どもの体調への配慮を行い、また保護者が入れる部分を区分して、感染症や清潔への配慮を行っている。離乳食については、個別に「離乳食進行個人資料」として内容や進捗・発達状況等を把握し、保護者に対しては「離乳食連絡表」にて園の意向を伝え、保護者との相互理解のもとで段階を進めている。また「離乳食・授乳個人票」を毎月作成、個別の離乳食進捗状況や授乳に関する配慮、また食事に関連する個別配慮を記載して把握している。

育成児(障がい児)については、担任保育士が「巡回相談カード」に気になる課題を抱えた子どもの様子や対応方法、相談内容を記録して、年間2回の専門家の巡回相談により、対象児の観察とケース会議を行っている。年間2回の幼児会議にてグループ討議を行い、配慮内容や対応方法について検討している他、クラス会議や職員会議においても日常的な配慮等について話し合っている。また市内認可保育園が一堂に会する「育成保育検討委員会」にてケースについて情報共有しながら、相互に発表や視察を行うなどして対応方法を工夫している。「育成児保育計画」として、個別の配慮計画を年間半期ごとに策定、基礎的事項に加え、5領域について様子観察・目標・指導方法・結果を記載している。この実践については「育成保育日誌」として基本的生活習慣・ことば・対人関係(あそび)・課業への参加、その他と視点を定め、視点ごとに日々の姿を記録している。今後は定期的に計画内容についての再検討を行って、妥当性や成長の経過について検討する機会を持つことが望まれる。

評価結果をふまえた園のコメント

Empty space for comments

I 発達援助の基本			
I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮			
I-5-(1) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。</p> <p>b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。</p> <p>c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。</p> <p>d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">評価</td> <td style="background-color: #90EE90;">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
I-5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。(4)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。</p> <p>d) 一人一人の子どもの記録がない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">評価</td> <td style="background-color: #90EE90;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
I-5-(3) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。</p> <p>b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。</p> <p>c) -</p> <p>d) ケース会議を開催していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">評価</td> <td style="background-color: #90EE90;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>新入園児に関しては、入園当初一週間を目途に毎日の様子を記録し、「成長の記録」にファイリングしている。0歳児は月案が個別計画になっている。1歳児に関しては、月案の評価反省は月末のクラス会議にて行い、記録する仕組みとしているが、計画は発達に応じて3グループに分かれて月案を立て、個別配慮としてグループにて配慮が必要な項目について記載する形となっている。また個別配慮が必要な子に関しては月によって記載があつたりなかったりする状況も見られているため、今後は一人ひとりに対応した個別の配慮について、計画の様式や記載のあり方について、さらなる検討を期待したい。配慮が必要な子どもについては年2回の市の巡回相談も活用し、児童相談員や臨床発達心理士からの発達支援などに関する指導や助言を受け、個々のケースについて園とともに経過を見守る体制としている。</p> <p>0歳児の個人別月間指導計画については、計画中の子どもの姿について保育士の関わりが策定されているが、クラス会議にて個別の月間の反省が行われているものの、その計画に関する評価反省ではなく、保育士の観察や特徴的姿に関する記録にとどまっておき、月次で計画した内容の効果や、その結果として引き出された成長発達という観点での記録がなされるよう改善が期待される。「成長の記録」と題する児童票においては、子どもの成長発達を、食事・生活・運動機能・情緒・言葉・遊びその他の項目別にほぼ毎月コメントにて記録、また「発達記録」として食事・運動・情緒・遊び・言葉について、個々の園児がどのくらいの月齢で達成したか記録している。1歳以上児の個別配慮はクラス会議の中で話し合われてはいるものの、その記載は月次の指導計画において簡易な記載にとどまっている。0歳児同様、3歳未満児については個別の指導計画を明確に策定することが課題である。</p> <p>育成児に関してはI-4-(2)に記載の通りであるが、それ以外で気になる子どもや課題を抱える子どもについても、クラス会議を中心に職員会議や幼児会議・乳児会議においてケース会議を実施している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>保育所保育指針の改定にともない、0歳児同様、1歳児、2歳児も個人別月間指導計画を作成しました。今後、一人ひとりに配慮した保育計画を明確にし、実践・評価反省していきます。</p>

I 発達援助の基本			
I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮			
<p>I-5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。 イ 「早くしなさい」とせかさず言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。 ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。 エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。 オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。</p> <p>【総合判断基準】 a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようとする努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">評価</td> <td style="text-align: center; width: 50%; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
I-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。(15)			
<p>【判断基準】 ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。 イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。 ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。 エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。 オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。 カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。 キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。</p> <p>【総合判断基準】 a.一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。 b.一人一人の子どもの状況に応じ、概ねよく対応している。 c.一人一人の子どもの状況に応じた対応が不十分である。 d.一人一人の子どもの状況に応じた対応をしていない。</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">評価</td> <td style="text-align: center; width: 50%; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>クラス会議は各クラス月1回実施、1歳児クラスでは「子どもを呼び捨てにしない」「ゆったりした雰囲気の中で過ごせるようにする」「子どもの気持ちを受け止めてあげる」「大きな声での保育はあまりしないようにする」等、職員間で共通理解を図っている。また毎月の職員会議では各クラスの子ども様子を報告し、職員間で共通理解を図っている。個人面談は随時対応している他、年1回保護者対象に実施している。個人面談については「個人面談記録」にて記載し、周知した方がいい場合には職員会議にて報告し、職員全員で対応できるように配慮している。</p> <p>特に年齢の低い子に関しては各自の持ち物の場所に個人マークを貼って明示する工夫をしている。個人マークは保護者が子どもと話し合いをもち、手作りで作り、卒園まで使用していくとともに、着替えに関しても自分でいい、適時職員が介助している姿が見受けられた。おもらしをした場合には、なるべく周囲にわからないように対応するよう配慮しているとのことである。午睡に関しては年長児まで実施、2月後半より就学前に向けて徐々に回数を減らしていく。眠たくない子への配慮として、静かに体を休めるように横になることを促している。トイレは活動の合間に無理のないように促すとともに、年齢が高くなると自らトイレに行くようにしている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

II 運営管理

II-1 子どもの健康・安全管理

II-1-1(1) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。(6)

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- c) -
- d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

評価 a

II-1-1(2) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) -
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- d) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価 a

II-1-1(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。(8)

【判断基準】

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。
- b) -
- c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。
- d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

評価 a

II-1-1(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。(9)

【判断基準】

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- b) -
- c) -
- d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。

評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

健康管理は市の「保健衛生マニュアル」に基づいて実施している。0歳児については「生活チェック表」にて生活リズムや朝食の状況、体温を登園時に保護者が記録し、看護師が巡回して子どもの健康状態を把握、「視診表」に記録している。熱や気になる症状があった場合、その後の経過についても記載しており、「健康記録表」への記録によって一人ひとりの子どもの体調を管理している。また必要に応じ、看護師から保護者に体調変化等に関する情報提供を行っている。「伝染性疾患罹患患者表」にて感染症にかかった子どもの把握・経過記録を行っている他、「保健室管理日誌」にケガや体調不良時の対応記録が個別に記録され、感染症の発症状況も記録されている。与薬に関しては、薬と「お薬カード」「薬剤情報提供書」をセットにし、一日分を保護者から預かり、看護師が時間に合わせて投与している。預からなければならない薬や特段の配慮が必要な薬の場合は、別途「与薬指示書」や「証明書」の提出を受けて、個別に対応している。

アレルギー対応が必要な子どもの情報は「園児特記事項一覧表」により管理され、食物アレルギーについては「保育園給食個別対応申請書」や「除去食希望申請書」によって個別に必要な配慮や対応を把握、「保育園給食個別対応申請書」には医師からの所見や意見が書かれている。定期的な診断や検査により状況の変化をとらえ、除去の解除があった場合には「アレルギー除去食解除の報告」の提出によって申請してもらっている。感染症対策については、市立園共有の「感染症対応マニュアル」が整備され、日常的な感染予防のための衛生管理方法等のマニュアルの他、伝染病に関する出席停止基準、その予防方法や発症時の対応方法、また園内において発症した際の対応方法などを具体的に定めている。新型インフルエンザや食中毒、O-157、ノロウイルスについては別途マニュアルを用意して対応方法を明示している。保護者に対しては、玄関での掲示の他、各クラスでの掲示を行っている。

健康診断は0歳は2ヶ月ごと、1歳以上は年間2回実施し、歯科検診を全園児年1回、身体測定を毎月実施(0歳児は体重のみ月2回)している。健康診断と身体測定の結果については「発育・健康の記録」にて各家庭に情報提供し、家庭で新たに予防接種等を受けた際には「発育・健康の記録」にて情報提供を受けている。園内記録としては「健康記録表」を整備し、入園時の健診診断書から出生時の状況や発達状況、健診記録、検査記録、予防接種や既往歴、その他体質などについて記録して、日常の子どもの体調管理に役立てている。

評価結果をふまえた園のコメント

II 運営管理		
II-1 子どもの健康・安全管理		
II-1-5 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50) 【判断基準】 a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 b) - c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。 d) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。	評価	a
II-1-6 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51) 【判断基準】 a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 c) - d) 事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。	評価	a
	評価	
	評価	

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
事故や災害への対応として、「避難訓練年間計画」に基づく地震、防犯、火災それぞれの訓練を実施している。また「お散歩チェックシート」にて外出時間や携行品チェック、危険個所の情報提供、点呼確認などを把握・記録し、「安全対策委員会」にて対応を検討する資料となっている。ただし、その実践状況は職員によってばらつきがあるため、徹底が望まれる。「お散歩マニュアル」にて、出発前及び歩行中の注意・帰園する際の注意事項・帰園後の注意事項・事故発生時の対応・チェック項目などを策定している。
「安全対策委員会」を毎月開催し、市販の安全チェック表を活用して、毎月チェックすべき点を掲げて問題点を把握する取り組みが行われている。チェックにより挙げられた問題点の改善にも取り組んでいるものの、結果の記録については、ファイリングや保管方法など、管理面での改善を期待したい。防犯対策の一環として、来訪者には「在園児保護者」「一時保育利用者」などのカードを作成して首から下げてもらい、掲示のない方は原則として入室を断っている。

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

II 運営管理			
II-1 子どもの健康・安全管理			
II-1-(7) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。(28)			
【判断基準】 a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。 b) - c) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。 d) 虐待などの早期発見に努めていない。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1028 432 1090 584">評価</td> <td data-bbox="1090 432 1182 584">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
II-1-(8) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。(29)			
【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 b) - c) - d) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1028 767 1090 919">評価</td> <td data-bbox="1090 767 1182 919">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
市が作成した「こども虐待防止手引き」を事務室に置き、職員が常時閲覧できるようにしている。同手引きは児童福祉関係者向けの手引書で、虐待の種類や発見時、または市民からの相談時の対応などが記載されている。別に県作成の対応マニュアルがあり、「こども～」とともに事務室に常置している。マニュアルには発見のためのチェックリストが記載されている。ただし、発見のチャンス、子どもの言動や態度、身体的特徴など、虐待・育児放棄などを発見するための視診・観察の基準等を園として示した独自のマニュアルは作成していない。また左記2点のマニュアルについても、職員間の周知は自由閲覧のみにとどまっており、共有に向けた読み合わせや園内研修については行っていないため、あわせて検討を期待したい。
虐待の疑いが発見された場合、発見者は園長に報告し、園長同席の上で関係者にヒアリングを行うこととしており、実際にそれに従った事例も見られる。また市子ども福祉課との連携の事例も確認されている。今後はこうした園内・園外の連絡・協力体制についても文書等で明示し、職員間の認識共有の徹底を図ることも期待したい。
的確な対応に向けた職員の資質向上の取り組みとして、行政や関係団体の虐待関連の研修に職員が参加し、報告書の提出と回覧によって共有を図っている。

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	---

II 運営管理			
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション			
<p>II-2-1(1) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。(48)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 園だより、クラスだより等を配布している。</p> <p>イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。</p> <p>ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。</p> <p>エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。</p> <p>オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。</p> <p>カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。</p> <p>キ 提供された情報は、園の理念・方針や運営状況、サービス内容やその提供状況を適正に伝えるものとなっている。</p> <p>【総合判断基準】a.情報提供をよく行っている。 b.情報提供を概ねよく行っている。 c.情報提供をあまりよく行っていない。 d.情報提供を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>II-2-1(2) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。(25)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行ったりしている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、相談や個別面談には応じていない。</p> <p>d) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>II-2-1(3) 日々の給食の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。(10)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。</p> <p>d) 日々の献立を保護者に示していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>		評価	
評価			

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)		
<p>年3回の「食育だより」にて、子どもたちの食育の活動の様子報告(写真入り)を行い、毎月の「ほけんだより」にて季節の感染症や罹患しやすい傾向、健診等の予定を情報提供している。またクラス便りを年3~4回程度発行するとともに、クラス懇談会での資料配付や「虹のフェスティバル」でのクラス紹介(写真や日常活動の様子)も行っている他、毎月の園便りにて行事予定やお知らせとお願いを周知している。その他、献立表の配付や「食育コーナー」での展示、ホワイトボードでの各クラスの一日の様子の伝達などを行うとともに、「行事速報」として写真紹介や連絡ノートにて情報交換を行っている。日常の送迎時にも保護者との会話を大切にしたいと考え、対話に努めているとのことである。</p>		
<p>連絡帳は全年齢で使用しており、0歳用、1・2歳用についてはそれぞれ市の共通様式があり、毎日のやり取りがある。3~5歳は市共通の自由ノートに、必要に応じて記入がなされる。登園時に保護者から伝えられた連絡事項は各クラスの連絡ノートに記録されるとともに、職員全体への周知事項は事務室の「職員連絡帳」に記入され、出勤時に職員が確認するルールとなっており、長時間保育に向けた朝夕の引き継ぎに活用される。個人面談は事前に希望の日程を募った上で、10~11月に各保護者に対して行っている。面談際にはあらかじめアンケートを行い、相談したいことを各保護者から把握している。面談の内容は所定の記録用紙に記入され、「成長の記録」として児童票や発達経過記録などとも個別にファイルされ、事務室で管理して職員が必要な時に閲覧できるようにしている他、全体への周知事項に関しては直後の職員会議で報告している。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価		

評価結果をふまえた園のコメント		
<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価		

II 運営管理			
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション			
II-2-4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知されている。(26)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有されていない。</p> <p>d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 430 1090 582">評価</td> <td data-bbox="1090 430 1182 582">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
II-2-5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。(49)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。</p> <p>b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。</p> <p>c) -</p> <p>d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 917 1090 1069">評価</td> <td data-bbox="1090 917 1182 1069">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
II-2-6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。(27)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。</p> <p>d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1252 1090 1404">評価</td> <td data-bbox="1090 1252 1182 1404">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>個人面談を年1回実施し、保育園での様子に関する情報提供や家庭での様子の情報交換、保護者からの質問や意見の聴取などを行い、記録している。また保護者の希望や園からの要請により、必要に応じて別途の面談も行っている。面談の内容は必要に応じて担任や関係職員に周知されるが、場合によっては一部職員への周知にとどめることもある。保育参観や保育参加・運営委員会を実施し、保育の実態を知ってもらいながら保護者と情報共有する場を設け、第三者を交えた運営委員会でも保護者代表からの意見や要望を聞き取っている。</p>
<p>各クラスの懇談会を年2回行っており、クラスの様子や年間目標、年齢ごとの発達の特徴などを伝えている他、保護者との質疑応答や意見交換も行い、共通理解形成の機会としている。個人面談同様、事前にアンケートを行ってテーマを決める参考としている。</p> <p>園保護者会役員、主任児童委員と民生児童委員、市担当課と本園からなる運営委員会が設置されており、年2回の会議の中で保護者の意見や要望を把握し、保育参加の際の試食会実施など、改善に活かしている。</p> <p>保育参観と保育参加を8月を除く6~11月に実施しており、保育参加では保育士とともに保育体験や給食の試食を行ってもらい、終了後にはアンケートで感想を聞いている。他に親子ピクニック(1・2歳)、バス遠足(3歳)や「みなみこまつり(いわゆる夏祭り)」「虹のフェスティバル(いわゆるクリスマス会)」など、保護者参加の行事を設定し、保護者とのコミュニケーションの機会としても活用している。行事後には保護者会がアンケートを実施しており、とりまとめられた感想や要望に園が回答を追記し、保護者会に提出している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
Empty space for comments

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

II 運営管理					
II-3 人材育成					
<p>II-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。</p> <p>b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。</p> <p>c) -</p> <p>d) 職員の研修機会を確保していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 395 1090 542">評価</td> <td data-bbox="1090 395 1182 542">a</td> </tr> </table>	評価	a		
評価	a				
II-4 守秘義務					
<p>II-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事項を周知の上、実施されている。</p> <p>b) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵守すべき事項が周知され、実施されている。</p> <p>c) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されているが、実施されていない。</p> <p>d) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 766 1090 917">評価</td> <td data-bbox="1090 766 1182 917">a</td> </tr> </table>	評価	a		
評価	a				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="89 917 1025 1220"> </td> <td data-bbox="1025 917 1182 1220"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 1220 1025 1476"> </td> <td data-bbox="1025 1220 1182 1476"> </td> </tr> </table>					

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>市が規定する研修体系があり、実務経験によって受講すべき市職員としての研修が定められている。別に外部の研修に各職員を参加させており、新保育所保育指針(しらこ保育園と合同・9～11月に全7回)や人権・危機管理・保健衛生・虐待対応などの研修を職員が受講している。また平成18年より和光市において管理職向けに人事考課制度を施行しており、20年度より一般職員にも運用している。職位ごとに考課者が定められ、職員ごとに年間の課題目標の設定と達成度評価を行う仕組みとしている。今後はこれらの仕組みと、各職員の内外の研修参加やOJT(実務を通じた学び)との連動を明確にし、個々の職員の資質や経験に応じた育成・研修実施が計られていくことが望まれる。</p> <p>なお市子ども福祉課の取り組みとして、保育園の危機管理に関する全8回の研修プランがあり、21年1～2月に実施し、公私立問わず保育園職員が参加可能として、保育園職員として危機管理意識の向上と啓発を図っている。これを含め、研修参加後は報告書が提出され、職員間で回覧するルールとして、成果の共有を図っている。</p>
<p>全職員を対象に市主催の研修に参加し、「情報公開・個人情報保護の事務手引き」に従って研修を受けている。新入園児説明会には、登降園の際のカードの受け渡しの方法や連絡帳の取り扱いに関しては口頭にて説明をしている。また「登降園(送迎)時の変更と確認についてのお願い」を保護者に配付して了解を得ている。ただし、「生活チェック表」や連絡帳、壁掛け式お便りポケットの運用など、日常的に各クラスで管理・活用する情報の取り扱いに関しては、個人情報やプライバシーの保護の観点から、さらなるルールの精査や徹底が望まれるとともに、利用の目的やルールに関する保護者との意思確認に関しても、必要に応じ、口頭のみによらない仕組みの確立も、あわせて期待が持たれる。</p>

評価結果をふまえた園のコメント		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1209 1029 2128 1252"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1252 2128 1476"> </td> </tr> </table>		

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携	
Ⅲ-1 多様な子育てニーズへの対応	
Ⅲ-1-(1) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30) 【判断基準】 a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質向上のための教育が適切に行われている。 b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。 c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていない。 d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。 (取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料による事実確認ができればaとしてよい)	評価 C
Ⅲ-1-(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。(31) 【判断基準】 ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。 イ 来園による子育て相談を行っている。 ウ 育児情報の提供を行っている。 エ 地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。 オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。 カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。 【総合判断基準】 a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。 (地域性により、上記取り組みの実事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの実事確認ができれば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)	評価 b
Ⅲ-1-(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。(32) 【判断基準】 ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。 イ 一時保育のための担当者が決められている。 ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。 エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。 オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。 【総合判断基準】 a.一時保育の内容や方法によく配慮している。 b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。 c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。 d.一時保育の内容や方法に配慮していない。	評価 —
※ 一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。	

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
月1回実施している園開放「あそぼう会」の参加者や毎週水曜日に未就園世帯を対象として行う保育園見学の来園者から話を聞き、地域のニーズの収集の機会としているが、特に記録としての収集やニーズをサービスに反映することなどは行っていない。 基本的に地域子育て支援は併設する子育て支援センターの事業としており、把握したニーズを直接改善に反映させる役割は支援センターが担っている状況であるが、現在は運営を別に委託しているため、本園としての取り組みは実施困難な状況である。
地域子育て支援としての相談事業は子育て支援センターや市の家庭児童相談員、保健師など各専門機関が主に受け付けていることから、本園の主体的な事業としては行っていない状況である。ただし、園の地域開放事業「あそぼう会」の参加者や保育園見学の来園者から育児等に関する相談があれば、記録としては残していないが対応しているとのことである他、行政や各機関・各団体などからの子育てや保健衛生などに関する情報やイベントの案内などを園入口に掲示したり置いたりして、在園世帯を含め、来園者が自由に閲覧・入手できるようにしている。また「あそぼう会」を通じて地域の親子と在園児との交流の機会がある他、併設する子育て支援センターのイベントに園児が参加することもあるとのことである。
一時保育は外部に委託して行っており、基本的に本園は関与していないため、評価対象から除外する。

評価結果をふまえた園のコメント
今年度(平成21年度)より、園開放「遊ぼう会」の実施にあわせて、「園長、看護師による育児相談」をお知らせして実施する予定です。 地域の方とお話する中で、子育てニーズの把握も努め事業に反映できるよう工夫していきたいと思っております。

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携	
Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
Ⅲ-2-(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。(33)	
【判断基準】 a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。 b) - c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。 d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。	評価 a
Ⅲ-2-(2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34)	
【判断基準】 a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。	評価 a
Ⅲ-2-(3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。(35)	
【判断基準】 a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
市作成の「和光市子育てガイドブック」があり、事務室に常置して職員は必要な時に閲覧できる。同ガイドブックには市のファミリーサポートセンターの事業と連絡窓口をはじめ、各種相談の窓口、市内の各子育て支援センター、保育園・幼稚園や医療機関など、子育てに必要な各種機関の一覧と連絡先が記載されている。また事務室には緊急連絡先が各所に複数掲示され、医療機関については別に保健室で把握されており、必要な時にはすぐ参照できるようになっている。
看護師が常勤しており、嘱託医も設置され、必要な時には協力を仰げる体制となっていて、嘱託医については「入園のしおり」によって保護者にも通知されている。また保護者の要望により、嘱託医でなくそれぞれのかかりつけ医に対応を依頼することも可能としている。嘱託医は入園前健診や年2回の内科健診、年6回の0歳児健診、年1回の歯科検診などで来園する他、必要に応じて園からの相談や保護者からの相談を受け付けるなどしており、保護者の健康上の不安や対処のわかりにくいことには、解説書をつけて配付するなどの配慮も行っている。
市の巡回相談が年2回あり、児童相談員や臨床発達心理士が来園して発達支援などに関する指導や助言を行っており、個々のケースについて園とともに経過を見守ることができる体制となっている。虐待などの疑いが生じた場合は必要に応じ、市こども福祉課や児童相談所への連絡を行うこととしており、実際に連携して対応したケースもある。

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携		
Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携		
Ⅲ-2-(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。(36)		
<p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。</p> <p>b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修などの連携の機会を設けている。</p> <p>c) -</p> <p>d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。</p> <p>(地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)</p>	評価	a
Ⅲ-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)		
<p>【判断基準】</p> <p>a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) -</p> <p>d) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。</p>	評価	a
Ⅲ-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)		
<p>【判断基準】</p> <p>a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。</p> <p>b) -</p> <p>c) -</p> <p>d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。</p>	評価	a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>市社会福祉協議会の学童保育クラブとの交流の機会があり、5歳児が外向いて行事に参加するなどしている。また園児が近隣の小学校の運動会を見学に行ったり、5歳児が競技に参加するなどの機会もある他、園の夏祭り「みなみっこまつり」に地域の小学生が来園し、園児たちとともにプログラムを楽しんでいる。</p> <p>職員間の交流としては、市内の保育園職員による勉強会「保育問題研究会」において、小学校教諭を招いての交流会を実施し、就学にあたっての相談や意見交換などを行っている他、保育園が小学校に対して就学園児の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められている「児童保育要録」に関して、市内の保育園園長会で小学校との合同会議を行っている例が挙げられる。</p>
<p>市の主任児童委員二名が苦情解決第三者委員を務めている。また幼稚園・保育園の他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネットワーク「和光市心の教育推進会議」に参加しており、「あいさつ運動」「花いっぱい運動」など、連携した取り組みを行っている。</p>
<p>「コバトン(埼玉県防犯マスコットキャラクター)と防犯パトロール」として、5歳児がコバトンとともに市内をパトロールした後、園で体操や園児との交流を楽しむ機会を設けており、子ども達が市内の各所を巡回し、楽しみながら地域の安全に貢献する取り組みとなっている。運動会や「みなみっこまつり」の際に園正面の運動場を利用する場合や、遠足の際のバスの発着場所として浄水場内の駐車場を利用する場合など、園長名の書面で協力を依頼しており、「みなみっこまつり」では市交通安全教会に車両と歩行者の誘導を依頼し、協力を得ている。またそれらの行事の際には近隣の団地などに実施日時と内容を書面で知らせ、理解を得るように努めている。</p>
評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 和光市みなみ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
Ⅲ-2-(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(39)	
【判断基準】	
a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。 b) - c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。 d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	a

「保育体験を受け入れるための意義や方針」として、中高生の職場体験等の受け入れにあたっての意義・方針と担当者を明示し、各クラスの職員閲覧用ファイル中に綴じ込み、各職員の自由閲覧によって周知が図られている。受け入れの際に本人に手渡すオリエンテーション資料があり、園内での行動や子ども達への接し方、個人情報の保護の徹底など、注意事項がまとめられている。受け入れにあたっては職員会議で来園者を職員に知らせている。その中で、マニュアルの確認についても促しているとのことである。

「実習生を受け入れるための意義や方針」「ボランティアを受け入れるための意義や方針」を作成し、実習生・ボランティアの受け入れにあたってのそれぞれの意義・方針と担当者及び担当者の任務を明記しており、各クラスの職員閲覧用ファイル中に綴じ込んで閲覧を促すとともに、受け入れ時には職員会議で来園者を職員に知らせている。その中でマニュアルの確認についても促しているとの説明があった。

Ⅲ-3 実習・ボランティア

「実習生・ボランティアの方へ」として、園の概要や保育士の仕事の他、子ども達への接し方、園内での行動や個人情報の保護の徹底など、注意事項をまとめたオリエンテーション資料があり、受け入れの際に本人に手渡し、説明している。受け入れ時に保護者の理解を得たり、無用の不安を解消したりするための配慮として、職場体験の中高生や実習生・ボランティアが来園する際には、園便りで保護者にも伝えるようにしている。

Ⅲ-3-(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。(40)	
【判断基準】	
a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。 b) - c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。 d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	a

評価結果をふまえた園のコメント

Ⅲ-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(41)	
【判断基準】	
a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。 b) - c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。 d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	a

<p>園のコメント欄は空欄です。</p>
